

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。  
令和5年1月13日

支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長  
金澤武好

## 記

- 契約担当官等の官職及び氏名  
支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長 金澤武好
- 競争入札に付する事項
  - 調達件名及び数量 警察大学校第4サブ受変電室 変圧器ほか交換等工事 一式
  - 工事場所 東京都府中市朝日町3-12-1 警察大学校
  - 工事期 契約の翌日から令和5年3月30日(木)
  - 工事内容 本工事は、警察大学校術科棟第4サブ受変電室内の非常動力NO.1系統変圧器及び遮断機が故障し、他の動力系統からの仮設配線により対応しているため、故障機器の交換及び仮設系統配線からの復旧に付帯する一切の工事を行うものである。
  - 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 令和3・4年度の内閣及び内閣府所管の建設工事競争参加資格者であって、「電気」において、A、B又はCのいずれかの等級に格付けされている者であること。
  - 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 契約条項を示す場所等
  - 入札説明書の交付方法  
本公告の日から、令和5年1月27日(金)17時15分まで下記(2)の場所において随時交付する。  
(土日祝日を除く、8時30分～17時15分(11時50分～12時50分を除く。))
  - 入札説明書の交付場所  
東京都府中市朝日町3-12-1  
警察大学校教務部会計課管財営繕係  
※仕様説明等を行うため、来庁される場合は事前に電話にて下記問い合わせ先にご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。: 事前連絡なしで来庁された場合、担当者が不在で仕様説明が後日になる場合があります。
  - 問い合わせ先  
警察大学校教務部会計課管財営繕係  
電話番号 042-354-3550 内線2151
- 競争参加資格を有することを証明する書類の提出場所並びに提出期限
  - 場所 東京都府中市朝日町3-12-1 警察大学校教務部会計課
  - 日時 令和5年1月30日(月) 17時15分
- 入札書の提出場所並びに提出期限
  - 場所 東京都府中市朝日町3-12-1 警察大学校教務部会計課
  - 日時 令和5年2月2日(木) 17時15分
- 開札の場所及び日時
  - 場所 東京都府中市朝日町3-12-1 警察大学校教務部会計課
  - 日時 令和5年2月3日(金) 14時00分
- その他
  - 入札保証金  
徴収免除
  - 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札及び入札条件に違反した入札。
  - 契約書作成の要否  
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 入 札 概 要

警察大学校内 術科棟第4サブ受変電室内の非常動力NO.1系統変圧器及び遮断機が故障し、他の動力系統からの仮設配線により対応しているため、故障機器の交換及び仮設系統配線からの復旧する工事。

第4サブ受変電室内の非常動力NO.1系統変圧器及び遮断機について、既設品を撤去し新品の変圧器及び遮断機に交換を行う。

配電用モールド変圧器の規格については、既設と同等品とする。

既設の配電用モールド変圧器の規格は下記のとおり

- ・三相 100kVAモールド変圧器  
東芝インフラシステムズ(株)製  
型式:RCT-N2-50Hz-100kVA-R6600V-210V(Yd1)  
製造年月日:1999年11月

遮断機の規格については、既設と同等品とする。

既設の遮断機の規格は下記のとおり

- ・遮断機  
寺崎電気産業(株)製  
型式:XS50CB  
(50AF/50AT)裏面型

他動力系統から仮設された配線について、仮設電源線を撤去し、本電源への切替復旧する。

- ① 撤去した仮設電源線については、指示した場所に移動すること。
- ② 本工事で撤去した既設品(仮設電源線を除く)及び発生した廃材等については、法律に基づき適正に処分すること。